

枚方市環境基本条例（抜粋）及び枚方市環境審議会規則

○枚方市環境基本条例

平成 10 年 3 月 27 日

条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針（第 8 条）

第 2 節 環境基本計画（第 9 条・第 10 条）

第 3 節 環境の保全と創造を推進するための施策（第 11 条—第 23 条）

第 3 章 地球環境の保全の推進（第 24 条・第 25 条）

第 4 章 環境審議会（第 26 条）

附則

（抜粋）

第 4 章 環境審議会

第 26 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。

（1） 環境基本計画に関する事項

（2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 学識経験のある者

（2） 関係行政機関の職員

（3） 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、特別の事項の調査審議に関し適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

8 審議会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

（平 11 条例 11・平 18 条例 31・一部改正）

○枚方市環境審議会規則

平成 10 年 3 月 31 日

規則第 19 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、枚方市環境基本条例（平成 10 年枚方市条例第 1 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき設置した枚方市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（平 18 規則 53・一部改正）

（会長及び副会長）

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成し、保管するものとする。

（平 18 規則 53・一部改正）

（部会）

第 5 条 審議会の担任する事務のうち特定の事項について専門的な調査及び研究を行う必要があると会長が認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

8 部会長は、部会における調査及び研究が完了したときは、速やかに、その結果を会長に報告しなければならない。

（補則）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 18 年 7 月 20 日規則第 53 号〕

この規則は、公布の日から施行する。